

## 電波法関係審査基準新旧対照表

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係） 無線局の局種別審査基準 第1・第2 （略） 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1)～(4) （略） (5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、海上を移動範囲とするものについては、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（<u>携帯無線通信を行うものを除く。</u>）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）であること。 (6)～(11) （略） 2～16 （略） 第4～第25 （略）</p> <p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用 (1)～(15) （略）</p>	<p>別紙1（第4条関係） 無線局の局種別審査基準 第1・第2 （略） 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1)～(4) （略） (5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、海上を移動範囲とするものについては、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするものにあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）であること。 (6)～(11) （略） 2～16 （略） 第4～第25 （略）</p> <p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用 (1)～(15) （略）</p>
<p>別紙1（第4条関係） 無線局の局種別審査基準 第1・第2 （略） 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1)～(4) （略） (5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、海上を移動範囲とするものについては、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするもの（<u>携帯無線通信を行うものを除く。</u>）にあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）であること。 (6)～(11) （略） 2～16 （略） 第4～第25 （略）</p> <p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用 (1)～(15) （略）</p>	<p>別紙1（第4条関係） 無線局の局種別審査基準 第1・第2 （略） 第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1)～(4) （略） (5) 移動範囲は当該陸上移動業務の局の開設の目的を達成するのに必要な範囲であること。この場合において、海上を移動範囲とするものについては、一定の通信網を構成する陸上を移動範囲とする陸上移動局と同一の周波数を使用して、当該通信網内の通信を行うことを主たる目的とするものにあつては沿岸水域内（最低潮時の水際線（港にあつては、港域を示す線）から3海里の線をいう。）、その他のものにあつては港域内（港則法（昭和23年法律第174号）第2条で定める港の区域内をいう。）であること。 (6)～(11) （略） 2～16 （略） 第4～第25 （略）</p> <p>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準 第1 （略） 第2 陸上関係</p> <p>1 電気通信業務用 (1)～(15) （略）</p>

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～ク (略)

ケ 周波数の指定

(ア) 基地局

A～H (略)

I 2GHz 帯 DS-CDMA 方式のもの

2132.6MHz から 2147.4MHz までの 200kHz 間隔の 75 波又は  
2152.6MHz から 2167.4MHz までの 200kHz 間隔の 75 波

J～Y (略)

(イ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

A～H (略)

I 2GHz 帯 DS-CDMA 方式のもの

1942.6MHz から 1957.4MHz までの 200kHz 間隔の 75 波又は  
1962.6MHz から 1977.4MHz までの 200kHz 間隔の 75 波

J～Y (略)

(ウ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものに限る。)、

前進陸上移動中継局及び周波数変換型陸上移動中継局

(PDC方式のものを除く。)

(ア)及び(イ)に掲げるものと同様とする。

(エ) 周波数変換型陸上移動中継局 (PDC方式のものに限る)

通話用周波数は(ア) A又はB 及び (イ) A又はBに掲げる周波数のうち最大 10 波とする。

(オ)～(キ) (略)

コ～ス (略)

別表(16)－1 (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア～ク (略)

ケ 周波数の指定

(ア) 基地局

A～H (略)

I 2GHz 帯 DS-CDMA 方式のもの

2137.6MHz から 2147.4MHz までの 200kHz 間隔の 50 波又は  
2157.6MHz から 2167.4MHz までの 200kHz 間隔の 50 波

J～Y (略)

(イ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)

A～H (略)

I 2GHz 帯 DS-CDMA 方式のもの

1947.6MHz から 1957.4MHz までの 200kHz 間隔の 50 波又は  
1967.6MHz から 1977.4MHz までの 200kHz 間隔の 50 波

J～Y (略)

(ウ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

及び前進陸上移動中継局

(ア)及び(イ)に掲げるものと同様とする。

(エ) 周波数変換型陸上移動中継局

周波数変換型陸上移動中継局はPDC方式のものであつて、通話用周波数は(ア) A又はB並びに(イ) A又はBに掲げる周波数のうち最大 10 波とする。

(オ)～(キ) (略)

コ～ス (略)

別表(16)－1 (略)

別表(16)－2 (略)

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHz から 2575MHz まで及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 「無線回線制御局」とは、基地局と陸上移動局(中継を行うものを除く。)との間(陸上移動中継局又は陸上移動局(中継を行うものに限る。))の中継によるものを含む。)における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。

イ (略)

ウ 通信の相手方

(ア) 基地局にあつては、免許人所属の陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局にあつては、免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局であること。

別表(16)－2 (略)

(17)～(19) (略)

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム(2545MHz から 2575MHz まで及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用するものに限る。以下この(20)において同じ。)の無線局

ア 用語の意義

この(20)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 「無線回線制御局」とは、基地局と陸上移動局との間(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局をいう。

イ (略)

ウ 通信の相手方

(ア) 基地局にあつては、次のいずれかであること。

A 免許人所属の陸上移動局

B 免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局

C 免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(イ) 陸上移動局にあつては、次のいずれかであること。

A 免許人所属の基地局又は陸上移動中継局

B 免許人所属の基地局若しくは陸上移動中継局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局若しくは陸上移動中継局

エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A・B (略)

C 主たる無線回線制御局の名称及び設置場所が、無線局事項書の「無線設備の設置場所又は常置場所」の欄に記載されていること。

(イ)・(ウ) (略)

カ・キ (略)

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) (略)

(イ) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)

(略)

(ウ) 陸上移動中継局にあつては、次のいずれかであること。

A 免許人所属の基地局及び陸上移動局

B 免許人所属の基地局及び陸上移動局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

C 免許人所属の基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局

D 免許人所属の基地局、陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

E 免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局

F 免許人所属の陸上移動局及び陸上移動中継局並びに免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

エ (略)

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の設置場所

A・B (略)

C 主たる無線回線制御局の名称及び設置場所が、無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に記載されていること。

(イ)・(ウ) (略)

カ・キ (略)

ク 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおり指定する。

(ア) (略)

(イ) 陸上移動局

(略)

(ウ) 陸上移動中継局及び陸上移動局(中継を行うものに限る。)

(略)

ケ・コ (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(14) (略)

(15) 2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局(Bのものを除く。)

基地局及び陸上移動中継局の免許の有効期間中における業務区域内の通信チャネル数の合計(基地局及び陸上移動中継局の免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャネル数を 32kbps に換算した通信チャネル数の総和をいう。)を陸上移動局1局当た

(ウ) 陸上移動中継局

(略)

ケ・コ (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1)～(14) (略)

(15) 2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局

2545MHz から 2575MHz までの周波数の電波及び 2595MHz から 2625MHz までの周波数の電波を使用する特定無線局の審査は、第2の1(20)に定める基準のほか、次の基準により行う。

ア 用語の意義

この(15)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 「収容可能無線局数」とは、免許の有効期間中における業務区域内の通信チャネル数の合計(免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャネル数を 32kbps に換算した通信チャネル数の総和をいう。)を陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アーランにより除した値をいう。

りの最繁時呼量 0.020 アーランにより除した値をいう。

B 陸上移動局(非再生中継方式による中継を行うものに限る。)

基地局の免許を受けた電気通信事業者が、申請に係る包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局の数に 100 を乗じた値をいう。

イ～オ (略)

カ 通信の相手方

次のいずれかであること。

(ア) 免許人所属の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局

(イ) 免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局、陸上移動中継局若しくは陸上移動局

キ～コ (略)

2・3 (略)

第5 (略)

イ～オ (略)

カ 通信の相手方

次のいずれかであること。

(ア) 免許人所属の基地局又は陸上移動中継局

(イ) 免許人所属の基地局若しくは陸上移動中継局又は免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の基地局若しくは陸上移動中継局

キ～コ (略)

2・3 (略)

第5 (略)